

資 料（健康教育担当者研修会）

- 01 令和7年度（2025年度）体育保健課取組の方向
- 02 令和7年度（2025年度）体育保健課施策の重点
- 03 義務教育諸学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図
- 04 県立学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図
- 05 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ発生時における学校の臨時休業等について
- 06 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例
- 07 学校におけるフッ化物洗口の実施について【県立学校】
- 08 学校におけるフッ化物洗口の実施について【市町村】
- 09 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について
- 10 視力啓発資料について
- 11 学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）投与について
- 12 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について
- 13 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について
- 14 各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について
- 15 令和6年度薬物乱用防止教室開催状況（熊本県）
- 16 アナフィラキシー発生報告
- 17 人工妊娠中絶実施率 年齢階級別
- 18 「その香り困っている人もいます」ポスター公表について
- 19 令和6年度「食育月間」実施要綱
- 20 学校における献血への理解増進に向けた取組について

参考1 熊本県教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】

参考2 熊本県教員等の資質向上に関する指標【栄養教諭】

令和7年度（2025年度）体育保健課取組の方向

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

児童生徒が、自ら生涯にわたって心身の健康を保持増進するとともに体力の向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質と能力を育成する。

また、「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」を目指し、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造を図るとともに魅力あるスポーツ環境づくりを進める。

〈重点努力目標〉

1 学校体育の充実及び児童生徒の運動やスポーツに対する意識と体力の向上に向けた取組の推進

- (1) 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できる資質や能力を育成するため、体育・保健体育の授業を一層充実させるとともに、学校の教育活動全体を通して体力の向上を目指し、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成を図る。
- (2) 「中学校における学校部活動の指針」、「高等学校における運動部活動の指針」及び「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づく、適正な運動部活動及び学校と地域との連携によるスポーツ活動の更なる充実を図る。

2 保健教育・食育の充実と保健・給食管理の徹底

- (1) 生涯にわたる健康的なライフスタイルの実現に向けて、学校における保健教育及び食育の充実を図る。
- (2) 日常の健康的な生活を支えるための適正かつ計画的な保健管理及び給食管理の一層の徹底を図る。
- (3) 学校内の協力体制の確立、家庭・地域社会との連携による組織的対応を推進し、生活習慣、メンタルヘルスやアレルギー対応等の健康課題の解決を図る。

3 「する・みる・ささえる」スポーツの推進と県立スポーツ施設の充実

- (1) 地域スポーツを推進するとともに、子供たちが将来にわたりスポーツ活動に継続して親しめるよう、スポーツ環境の整備及び充実を図る。
- (2) 競技の普及及び競技力の更なる向上を実現するため、指導者研修会の実施や関係団体との連携強化による取組の充実を図る。
- (3) スポーツを支える人材を育成するため、地域スポーツ指導者に対する研修会の実施や顕彰制度の活用を図る。
- (4) 県立スポーツ施設が、さらに県民が利用しやすく、各種スポーツ大会やプロ興行等が円滑に開催できる施設となるよう、指定管理者と連携した適切な管理運営と計画的な改修等による機能の維持・向上を図る。

令和7年度（2025年度） 体育保健課施策の重点

学 校 体 育	健 康 教 育	ス ポ ー ツ 振 興 管 理 ・ 調 整
1 「生きる力」をはぐくむ体育・保健体育学習の充実 (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実 (2) 幼・小・中・高の接続を踏まえた系統性のある指導の充実 (3) 体育・保健体育指導の手引の活用促進 (4) 体育・保健体育の指導力向上等に関する研修会の充実 (5) スポーツコース等の取組の充実 2 学校の教育活動全体を通じた運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成と体力の向上 (1) 運動やスポーツに対する意識や体力の課題に応じた各学校における体力向上の取組の推進 (2) 「子供の体力向上取組事例集」の活用促進 (3) 学校・家庭・地域と連携した運動の日常化・習慣化の推進 (4) 関係団体と連携した体力向上の取組に関する情報の発信 3 適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進 (1) 将来にわたり、生徒がスポーツに継続して親しむことができる部活動改革の推進 (2) 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の周知及び学校における校内委員会の充実 (3) 「中学校における学校部活動の指針」及び「高等学校における運動部活動の指針」に沿った活動の徹底及び指導・運営に係る体制の構築 (4) 部活動指導員や外部指導者等、地域人材の活用促進 4 体育活動中の事故防止の徹底及び体罰・ハラスメント等の根絶 (1) 体育活動中における体罰・ハラスメント等のない指導の徹底と体制の構築 (2) 熱中症等をはじめとする体育活動中の事故及び水難事故を防止する安全指導の徹底 (3) 体育施設、器具等の安全管理の徹底 (4) 事故に対する危機管理体制の充実	1 保健教育・食育の充実 (1) 薬物乱用防止教育及びがん教育の推進 (2) 歯科保健指導の充実とフッ化物応用の推進 (3) 発達段階に応じた性に関する指導の充実 (4) 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の充実 (5) 朝食摂取等の望ましい食習慣を育む食に関する指導の充実 (6) 研究推進校の実践を活用した取組の推進 2 保健・給食管理の徹底 (1) 日常的な健康観察の実施及び健康相談の充実 (2) 各種感染症対策及び予防の徹底 (3) 健康診断の適正実施と結果の活用 (4) 学校環境衛生マニュアルに基づいた衛生管理の徹底 (5) 学校給食衛生管理基準及び各種マニュアルに基づいた学校給食における衛生管理の徹底 (6) 学校給食実施基準に基づいた適正な学校給食の提供 (7) 県産食材を積極的に活用した学校給食の提供 3 組織的対応の推進 (1) 学校保健委員会における課題解決に向けたテーマ設定と協力体制の整備 (2) 食物アレルギー対応における関係機関との連携の推進 (3) アレルギー対応マニュアルの充実及び職員研修の実施	1 地域スポーツの推進 (1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実及び運営の充実（登録認証制度の普及） (2) 県民体育祭のあり方の検討と大会運営に係る支援 (3) 県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業の充実 (4) 公立中学校における運動部活動の地域移行の推進 (5) 子供たちの豊かなスポーツ環境整備に向けた取組の推進 (6) 市町村におけるスポーツ推進及びスポーツ実施率向上のための支援 (7) 安心・安全な大会運営に向けた取組の推進 2 トップアスリートの育成・強化 (1) 国民スポーツ大会、九州ブロック国スポ等に向けた競技力向上 (2) 競技団体の活動支援及び連携強化 (3) 国際大会等で活躍する次世代トップアスリートの発掘・育成・強化 3 スポーツを支える人材育成 (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成 (2) スポーツ推進委員の資質の向上 (3) 競技力向上に係る指導者の育成 (4) スポーツ医・科学対策の推進 (5) 顕彰制度を活用した人材育成 4 県立スポーツ施設の充実 (1) 指定管理者と連携した利用者の視点に立った施設の管理運営 (2) 長寿命化計画に基づく施設の適切な維持管理・改修等の実施 (3) 県民の健康・体力及び競技力向上のための環境整備

別紙

義務教育諸学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図

報告の種類		報告様式	連絡系統
感染症		A-①（速報、追加）	学校⇒市町村教委⇒教育事務所⇒体育保健課 ↓ ↓ 管轄保健所 （健康教育班） 食中毒または感染症の集団感染の恐れを探知した場合は、速やかに管轄保健所に連絡
		A-③（最終報告）	
感染症 （学校給食従事者）		A-④（速報、追加）	
食中毒	授業中	A-①（速報、追加）	
	その他	A-③（最終報告）	
	学校給食	A-②（速報、追加）	
		A-③（最終報告）	
結核		B	
麻しん様疾患		C	
新型コロナウイルス感染症 及びインフルエンザ様疾患		D	
光化学スモッグ		E	
飲料水等		F	
体育活動中の事故 （熱中症含む）		F	学校⇒市町村教委⇒教育事務所⇒体育保健課 （学校体育班）
アナフィラキシー		G	学校⇒市町村教委⇒教育事務所⇒体育保健課 （健康教育班）
学校給食における異物混入		H	
食物アレルギー対応に おけるヒヤリハット		I	

★必要に応じて体育保健課から、義務教育課及び関係各課へ情報提供を行う。

注１：事故及び被害の概要を把握後、直ちに電話及びメール（FAX可）で体育保健課に速報を行う。

注２：速報後、新たに報告すべき変化が生じた場合は、追加報告を行う。

注３：重大な学校事故・健康被害については、詳細な事故報告を後日提出する。

別紙

県立学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図

報告の種類		報告様式	報告先	相談	
感染症		A-①（速報、追加）	☐ 体育保健課（健康教育班） ☐ 保健所	☐ 学校医	
		A-③（最終報告）			
感染症 （学校給食従事者）		A-④（速報、追加）			
食中毒	授業中	A-①（速報、追加）			
	その他	A-③（最終報告）			
	学校給食	A-②（速報、追加）			
		A-③（最終報告）			
結核		B			
麻しん様疾患		C			
光化学スモッグ		E			
飲料水等		F		☐ 学校薬剤師	
インフルエンザ		感染症システムに入力		☐ 学校医	
新型コロナウイルス感染症		感染症システムに入力	☐ 体育保健課（健康教育班）		
体育活動中の事故 （熱中症含む）		F	☐ 体育保健課（学校体育班）		
アナフィラキシー		G	☐ 体育保健課（健康教育班）		
学校給食における異物混入		H			
食物アレルギー対応に おけるヒヤリハット		I			
給食従事者のノロウイルス 高感度検便検査申請書		別紙様式①			

★様式送付及び感染症システム入力の際は、体育保健課に電話連絡を行う。

★必要に応じて体育保健課から、高校教育課及び関係各課へ情報提供を行う。

★教職員に関する交通事故・学校事故・健康被害については、学校人事課へ速報を行う。

注１：事故及び被害の概要を把握後、直ちに電話及びメールで体育保健課に速報を行う。

注２：速報後、新たに報告すべき変化が生じた場合は、追加報告を行う。

注３：重大な学校事故・健康被害については、詳細な事故報告を後日提出する。

※重大な事故（死亡・意識不明・重体・入院等）

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ発生時における学校の臨時休業等について

熊本県教育庁

○学校の児童、生徒について、一般医療機関等で新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断された者が発生した場合、左下表の「県立学校における臨時休業の判断基準」を参考に、学校医等の意見を踏まえ臨時休業の判断を行う。なお、学年閉鎖及び休校については感染の状況や学校行事等を踏まえ総合的に判断すること。

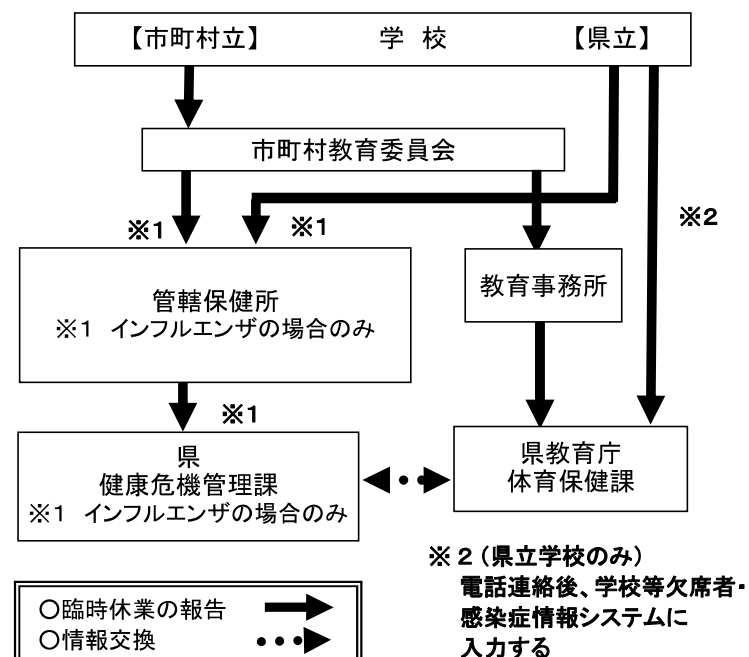
その後、右下図により県教育委員会等に報告する。

臨時休業を実施する期間：原則として患者との最終接触日を0日とし、4日目まで休業する。

【県立学校における臨時休業の判断基準】

感染者等の状況	臨時休業の適用範囲
新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ様患者をあわせて、当該学級在籍者の2人以上かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合(25%程度)	当該校の学級閉鎖
学年全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の学年閉鎖
学校全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の休校

【臨時休業をした際の報告の流れ】



【感染が判明した時の出席停止期間】

新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあっては、三日)を経過するまで

○熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(平成 22 年 10 月 15 日条例第 47 号)

改正平成 29 年 3 月 24 日条例第 19 号

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士をいう。
- (2) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医師等を除く。)をいう。
- (3) 教育関係者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校又は同法第 124 条に規定する専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康に関する指導を行うものをいう。
- (4) 福祉関係者 福祉サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うものをいう。
- (5) 学校等 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。
- (6) 食生活・食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師、食生活改善推進員等をいう。
- (7) 保険者 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携し、及び協力して歯及び口腔の健康づくりの施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市町村等への支援)

第6条 県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び保険者が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し、広域的又は専門的見地からの情報の提供及び助言を行うものとする。

(歯科医師等の役割)

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策並びに市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービスに協力するよう努めるものとする。

2 歯科医師等で組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割)

第8条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者は、基本理念にのっとり、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者又は食生活・食育関係者でそれぞれ又は連携して組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第 10 条 県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう自ら努めるものとする。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。
- 3 保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科保健医療計画)

第 11 条 知事は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「歯科保健医療計画」という。)を定めるものとする。

- 2 歯科保健医療計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
 - (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
 - (3) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、歯科保健医療計画を定めようとするときは、あらかじめ市町村、歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、歯科保健医療計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
 - 5 前 2 項の規定は、歯科保健医療計画の変更について準用する。

(施策の推進)

第 12 条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりについて知識及び理解を深めるために必要な啓発並びに県民の歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成を推進すること。
- (2) 乳幼児及び少年(小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者をいう。)に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び教育関係者との連携を図り、歯磨き、フッ化物応用その他のむし歯及び歯周病の予防のための対策を推進すること。

(3) 障害者、介護を必要とする者又は妊婦に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図り、口腔機能の向上又は歯周病の予防のための対策を推進すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(学校等への支援)

第 13 条 県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 5 条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。

(歯科保健等に関する実態調査)

第 14 条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、県民の歯科保健及び歯科疾患の実態について必要な調査を行うものとする。

(年次報告)

第 15 条 知事は、毎年度、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのものは、第 11 条第 1 項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなす。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 19 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第 3 条第 1 項の改正規定及び第 4 条中熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第 2 条第 5 号の改正規定(「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

健づ推第1277号

教体第1399号

令和7年（2025年）2月27日

関係県立学校長 様

健康づくり推進課長

体育保健課長

フッ化物洗口の実施について（通知）

歯と口の健康は、児童生徒の生涯にわたる健康づくりの基盤です。各学校においては、歯みがきや食生活習慣の改善などに加え、歯質強化の取組としてフッ化物洗口を実施し、むし歯の減少などの成果につながっています。

つきましては、別紙を参照し、学校歯科医と連携の上対応願います。

なお、今後も安全かつ円滑なフッ化物洗口の実施のために、関係者の信頼と協力のもと、特定の人に役割や負担が集中しないよう配慮願います。

【問合せ先】

健康づくり推進課 担当 井上

T E L 096-333-2208（直通）

E-mail inoue-h@pref.kumamoto.lg.jp

体育保健課健康教育班 担当 小島

T E L 096-333-2712（直通）

E-mail kojima-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp

健づ推第1277号
教体第1399号
令和7年（2025年）2月27日

各市町村歯科保健担当課長 様
各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長

フッ化物洗口の実施について（依頼）

歯・口の健康は、児童生徒の生涯にわたる健康づくりの基盤です。各市町村においては歯みがきや食習慣の改善などに加え、歯質強化の取組としてフッ化物洗口を実施し、むし歯の減少といった成果につながっています。また、国からは学校においてフッ化物洗口を実施する場合、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するように通知が出されています。

このような状況を踏まえ、今後もフッ化物洗口の取組を継続するためには、学校又は一部の教職員や関係者に役割や負担が集中しないように、事前に実施方法等について協議していただき、関係者間の共通理解を図っていただきますようお願いします。

なお、学校においてフッ化物洗口を実施する市町村は、「フッ化物洗口マニュアル（2022年版・厚生労働省）」及び「フッ化物洗口実施マニュアル（平成27年3月・熊本県）」等を参照するとともに、貴管内の小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は特別支援学校を含む。）関係者の意見等を参考にさせていただきますよう併せてお願いいたします。

【問合せ先】

健康づくり推進課 担当 井上
TEL 096-333-2208（直通）
E-mail inoue-h@pref.kumamoto.lg.jp

体育保健課健康教育班 担当 小島
TEL 096-333-2712（直通）
E-mail kojima-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項をまとめましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を置く各公立大学法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく児童生徒等の健康診断については、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、児童生徒等の健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てるという役割があり、これまでも各学校において、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「規則」という。）、「児童生徒等の健康診断マニュアル平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修。以下「マニュアル」という。）、健康診断に係る累次の通知や事務連絡等を踏まえて実施いただいているところです。

このたび、健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡等の趣旨が徹底されていないと思われる事案が生じたことから、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項として取りまとめましたので、各学校においては、これを参考にした上で、適正かつ効果的な健康診断の実施に取り組んでいただくようお願いします。

あわせて、公益社団法人日本医師会と協力して、学校医に健康診断の目的や学校医の役割等について説明するための別添のリーフレットを作成しましたので、各学校においては、本

リーフレットも活用し、学校医と健康診断について共通理解を図るようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構、国公立大学法人及び文部科学大臣所轄学校法人においてはその設置する高等専門学校又は附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省においては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知するようお願いします。

なお、本件については、別途、日本医師会に対しても、各都道府県医師会等に周知するよう依頼しています。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線 2918）

1 健康診断の実施時期及び学校医等の確保について

健康診断については、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められています。このため、健康診断の実施時期については、新型コロナウイルス感染症の診療対応等により学校医の日程の確保が困難になるなど健康診断の実施体制が整わないといった特別な場合（「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」（令和5年2月8日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡））を除き、規則第5条において、毎学年、6月30日までにを行うものとされています。

この点について、地域によっては、医師、歯科医師及び薬剤師がいないなどの理由により、個人への委嘱を通じた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の確保ができず、期日までの健康診断の実施に支障をきたす場合が想定されるところですが、このようにやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしています。（「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について（通知）」（平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡））

学校の設置者においては、必要に応じて各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携をするなど、各学校の学校医等の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合には医療機関等への委託によって学校医等の職務の代替とするなどして健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう、適切に対応してください。

2 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

健康診断の検査項目については、規則第6条第1項に規定しているところですが、地域や学校の実情に応じて、同項に規定している検査項目以外の項目を加えて実施することも可能です。

この場合、マニュアルにも示しているとおり、健康診断の趣旨や目的に沿って、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施してください。

3 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方を取りまとめ、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け5初健食第13号文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知。以下「プライバシー通知」という。）を発出したところです。各学校においては、健康診断の実施主体として、プライバシー通知を改めて参照し、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めてください。

4 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、規則第5条ただし書に基づき健康診断を受ける機会を確保する必要があります。各学校においては、プライバシー通知及びマニュアルにあるように、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど、適切に対応してください。

5 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要です。「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応してください。

6 健康診断と学校保健計画について

学校保健計画とは、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する事項も必ず盛り込むこととされています。

健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）に示しているとおり、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組んでください。

(参考)

- 「学校健康診断実施上の留意点」(リーフレット)

(令和6年9月日本医師会・文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20240917-mxt_kenshoku-100000617_01.pdf



- 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」

(公益財団法人日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



- 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

(平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/080617/004.pdf



- 「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について(通知)」

(平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20240807-mxt_kenshoku-100000617_1.pdf



- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」

(令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20240807-mxt_kenshoku-100000617_2.pdf



- 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」

(令和5年2月8日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20230209-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- 「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について(通知)」

(令和6年1月22日付け5初健食第13号文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20240123-mxt_kenshoku-100000617_5.pdf



学校健康診断実施上の留意点



学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 2 栄養状態 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 | 8 結核の有無 |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u> | |

《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>





学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとする
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること



教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
 - ・健康診断の判断基準や留意事項
 - ・事後措置の進め方
 - ・未受診者への対応
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
- その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」

（令和6年1月22日 5初健食第13号）



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

子供の目の健康を守るための啓発資料についてお知らせします。各学校において適宜御活用ください。

事 務 連 絡
令和5年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

子供の目の健康を守るための啓発資料について（情報提供）

学校保健統計調査結果によると、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、調査開始の昭和54年から一貫して増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、文部科学省では、児童生徒の視力低下の実態を把握するため、令和3年度より、児童生徒の近視実態調査事業を実施しているところです。

今般、当該事業の一環として、子供の目の健康を守るための啓発資料（別添1及び別添2）を作成しました。別添1は主に児童生徒向け、別添2は主に保護者向けとなっており、文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_kenshoku-000013234_1.pdf）にも掲載していますので、各学校において御活用いただくようお願いします。

以上について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
03-5253-4111（内2918）

目をまもるためには どうすればいいの？



ふくろう先生に
しつもん！

ずっとゲームをしていたり
タブレットに顔を近づけて見ていたら
「目がわるくなる」って言われたよ！
でもそれってホント？



ほんとうだよ。さいきん、
遠くが見えづらくなる「近視」の子が世界中で増えているんだ。
近視になるのは、タブレットやスマホ、ゲーム機などを
長い時間、近くで見ていることが原因の一つと言われているよ。

でも、遠くが見えづらくなっても、
メガネをかければ
見えるようになるよね！



メガネをかければだいじょうぶって思っていない？
実は、近視になると、大人になってから
いろいろな病気にかかりやすくなるんだよ。
だから、今のうちから近視にならないように気をつけてほしいんだ！

大人になって、いろいろな病気にかかりやすくなるなんてこわいな…
近視にならないように
なにをしたらいいの？

タブレットやゲーム機などを使うときは、こんなことに気をつけて！

- ① 部屋は明るくする
- ② 目は画面から30cm以上はなす
- ③ 30分に1回は、遠くを見るようにする



どれもすぐに
できそうでしょ？
やってみてね～！



それから、外で過ごすと近視になりにくいと言われているんだ。
天気のよい日は、外でいっぱい遊ぶといいよ！
熱中症対策も忘れずにね。

こんなことがあったら、おうちの人に伝えてね！

黒板の字が見えにくい

目を細めないと
遠くの文字が読みにくい

ぼやけて見えたり
かさなって見えたりする



子供たちの目を守るために

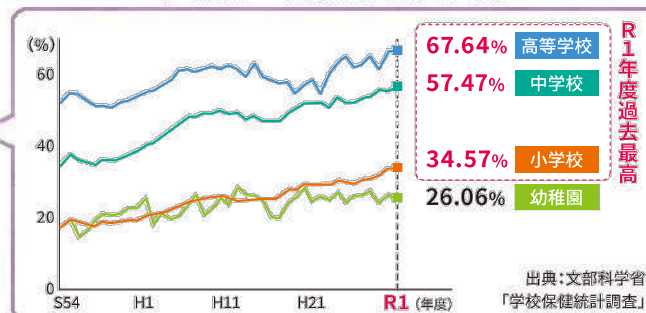
～ 知っておきたい近視の知識 ～

① 近視の子供が増加しています

- ▶ 近年、子供の近視は世界中で増加しており、特にアジアの先進諸国では多い傾向にあります。
- ▶ 文部科学省の調査でも、日本における**裸眼視力1.0未満の子供の割合は、約40年前と比べて増加傾向にあります。**
- ▶ 近視は、遺伝的要因と環境要因の両方が関係すると言われていますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。

※正確には、裸眼視力1.0未満の子供の全てが近視であるとは限りませんが、うち、約8～9割は近視であることが指摘されています(宮浦ほか、2022)。

裸眼視力1.0未満の者の割合の推移



② 近視が進行するとなぜ悪いの？

- ▶ 近視は、メガネなどで矯正すれば視力がでるものとしてこれまであまり問題視されてきませんでした。
- ▶ しかし、様々な疫学データの蓄積から、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきています。
- ▶ 右図は、近視度数ごとに、目の病気に罹患しているオッズ比(目の病気を有する割合の高さ)を示したものです。**子供たちが生涯にわたり良好な視力を維持するためには、小児期に近視の発症と進行を予防することが極めて重要**です。

※オッズ比とは、ある因子がある病気の発症に関連する程度を表す指標で、大きいほど関連性が強いとされます。なお、オッズ比は何倍病気になりやすいということを意味するものではありません。

近視度数と眼疾患のオッズ比

近視度数 (単位：D)	後囊下 白内障	緑内障	網膜剥離	近視性 黄斑変性症
弱度近視 (-0.5 ≤ SE < -3.0)	2倍	2倍	3倍	14倍
中等度近視 (-3.0 ≤ SE < -6.0)	3倍	3倍	9倍	73倍
強度近視 (-6.0 ≥ SE)	5倍	3倍	13倍	845倍

Haarman AEG, et al. 2020を基に作成
SE：等価球面度数

③ 近視を防ぐための生活習慣は？

① 外で過ごす時間を増やしましょう！

- ▶ 日中に屋外で過ごす時間が多い子供は、近視を発症しにくく近視の進行も少ないことや、近視かどうかに関わらず、**近視予防のために1日2時間は屋外で過ごすことが分かっています。**
- ▶ 屋外活動による近視の予防効果は、年齢が低い子供ほど高いため、特に幼稚園・保育園や小学校低学年では、**無理のない範囲で、外遊びを積極的に取り入れ、太陽の光を浴びるようにしましょう。**

※屋外では、強い光を避け、なるべく木陰や建物の影で過ごしましょう。

※屋外活動は、在校時だけでなく、帰宅後や休日などを活用して行うことも考えられます。

② 近い所を見る作業では注意しましょう！

- ▶ 近い所を見る作業(近業)が増えると、近視になりやすくなることが分かっています。
- ▶ 読書やタブレット使用など、近業を行う際は次のような点に気をつけましょう。

- 対象から30cm以上、目を離す
- 30分に1回は、20秒以上、目を休める
- 背筋を伸ばし、姿勢を良くする
- 部屋を十分に明るくする
- 使用する機器の輝度(明るさ)を適切に調節する

▶ (公社)日本眼科医会では、子供の目を守るための啓発コンテンツを作成しています。より詳しく知りたい方は、Webサイトをご覧ください。▶ 目について気になることがあれば、眼科医に相談しましょう。見え方の変化に早めに気づくために、定期的に眼科を受診することも大切です。

日本眼科医会
HPはこちら▶



(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。



文部科学省



子供の近視予防 よくあるご質問

近視予防一般について

Q. 子供の近視は、何歳から気をつければよいですか？

A. 小学校入学前の、なるべく早い時期から気をつけましょう。

近視の多くは小学校3～4年生頃に発症します。

しかし、最近は低年齢化が進み、早い場合は6歳未満で近視になることがあります。

年齢が上がるにつれて近視は進行する傾向にあるため、予防は早めに取りかかりましょう。

Q. 近視は治せるのでしょうか？ また、一度低下した視力は回復できますか？

**A. 治るものと治らないものがあります。
なお、一度伸びてしまった眼軸長は、元に戻ることはないため、予防がとても重要です。**

目の使い過ぎなどによる一時的な近視状態（仮性近視）は、

目薬などで治療することができる場合があります。

しかし、近視による視力低下は主に、目の奥行き（眼軸長）が伸びることによって

起こります（軸性近視）。一度伸びてしまった眼軸長を元に戻すことはできないと言われているため、近視は予防や早期発見がとても重要なのです。

検診で視力低下や近視を指摘された場合は、早めに眼科を受診しましょう。



屋外活動について

Q. 建物の影や木陰で過ごしても、近視予防に効果はありますか？

A. 効果があります。

直射日光の当たらない建物の影や木陰でも、近視予防に必要な光の明るさ（照度として1,000～3,000ルクス以上）を確保することができます。

日差しが強い場所では、熱中症や紫外線などの影響にも配慮する必要があるため、木陰などで過ごすとい良いでしょう。

Q. 屋外活動は、1日2時間に満たなくてもよいのでしょうか？

A. 1日2時間以下の屋外活動でも、近視の進行抑制に効果が得られる可能性があります

複数の研究結果から、近視進行を抑制するためには、

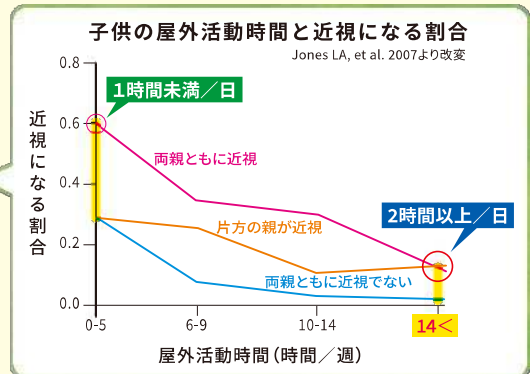
1日2時間以上の屋外活動が有効とされています。

しかし、1日2時間以下の屋外活動でも近視の進行抑制に効果が得られる可能性があります。

このため、1日2時間に満たなくとも、

なるべく多くの時間を屋外で過ごした方が、

近視抑制の観点からは望ましいと考えられます。



事 務 連 絡

令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

重症の低血糖発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。その上で、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

グルカゴン点鼻粉末剤の使い方等を理解するに当たっては、日本イーライリリー株式会社のホームページ（<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

ついては、都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課におかれては所管の保育所・認定こども園等及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村保育所・認定こども園等主管課に対して、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課におかれては域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いします。

別紙1

こ 成 基 第 1 号
こ 成 環 第 1 号
こ 支 障 第 4 号
5 初 健 食 第 1 4 号
令和6年1月22日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスミー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならないと解してよい。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

別紙2

医政医発 0122 第 3 号

令和 6 年 1 月 22 日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 6 年 1 月 22 日付けこ成基第 1 号、こ成環第 1 号、こ支障第 4 号及び 5 初健食第 14 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

事 務 連 絡

平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中

附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL:03-5253-4111 (内線2976)

FAX:03-6734-3794

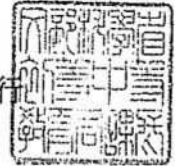
27 初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電 話：03-5253-4111（内線：2976）



別紙 2

医政医発 0224 第 2 号

平成 28 年 2 月 24 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第 17 条の解釈について（回答）

平成 28 年 2 月 1 日付け 27 初健食第 29 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

事 務 連 絡
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府 子 本 第 766 号
4 初 健 食 第 17 号
子 総 発 0714 第 1 号
子 保 発 0714 第 1 号
子 子 発 0714 第 1 号
令 和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

医政医発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおりに回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

医 薬 監 麻 発 0512 第 1 号
警 察 庁 丁 人 少 発 第 392 号
警 察 庁 丁 組 二 発 第 169 号
消 政 策 第 207 号
こ 成 安 第 70 号
法 務 省 秘 総 第 20 号
財 関 第 482 号
7 初 健 食 第 3 号
令 和 7 年 5 月 12 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長
各 国 公 私 立 大 学 法 人 事 務 局 長

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
消費者庁消費者政策課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
法務省大臣官房秘書課長
財務省関税局調査課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）

政府では、薬物乱用の根絶のため、令和5年8月、薬物乱用対策推進会議において策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁が連携した総合的な薬物乱用防止対策を推進しているところです。

今般、警察庁が発表した「令和6年における組織犯罪の情勢（※1）」によると、令和6年中の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,078人と昨年より減少したものの、検挙人員の7割以上が依然として30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況が継続していることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言えます。

また、覚醒剤事犯の検挙人員や押収量は、ともに昨年より増加しているほか、再犯者率が66.6%と昨年と同水準であることから、我が国における根強い覚醒剤需要について憂慮すべき事態が続いております。

また、麻薬事犯の検挙人員が1,250人と昨年から大幅に増加しており、特にコカインの検挙人員が586人と昨年よりも200人以上増加していることが大きな要因となっています。

さらに、危険ドラッグ事犯の検挙人員も、657人と昨年よりも200人以上大幅に増加しました。この背景として、平成27年に一度は壊滅に至らしめた危険ドラッグの販売店舗が再び現れはじめたほか、インターネット販売によって、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグが流通していることが挙げられます。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の被害・非行の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間等（※2）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、資料を有効に活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※1 警察庁「令和6年における組織犯罪の情勢」

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/R6jyousei.pdf>

※2 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6月20日～7月19日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）
- ・「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）
- ・「“社会を明るくする運動”強調月間」（7月）
- ・「再犯防止啓発月間」（7月）
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10月～11月）

記

1 薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底

昨今、増加傾向が顕著な大麻の乱用に関しては、海外の一部の国における大麻の嗜好・医療・産業目的での解禁による影響や、インターネット上での「身体への影響がない」「依存性がない」等の誤情報の流布等により、国民、特に若年層による大麻の乱用が助長されているおそれがある。

また、近年大麻の乱用形態が変化し、大麻濃縮物である大麻ワックス、大麻リキッド等が我が国に流入しその乱用拡大が懸念される状況にある。

政府としては、このような薬物情勢に鑑み、薬物乱用の危険性や健康被害等の情報を広く周知するため、過度に恐怖を煽る表現とならないよう留意しつつ、また、二次予防及び三次予防の観点についても配慮しながら、啓発内容の充実に努めていくことが必要であると考えている。

このため、青少年、保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対しても、大麻を始めとする薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底し、薬物乱用根絶のための更なる気運の醸成を図る。

2 青少年に対する広報啓発活動の強化

薬物乱用を防止するためには、早い時期から薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけ、地域全体で薬物乱用を防止する規範意識を向上させることが重要である。

このため、学校等において、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するための取組を積極的に推進するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職の少年に対しても正しい知識・情報が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携し、訴求対象に応じた広報媒体を活用する等、効果的な啓発活動に努める。

また、青少年がインターネットを通じて乱用薬物等の誤った情報に触れる危険性が増加していることから、各地方公共団体の相談窓口、インターネット・ホットラインセンターやあやしいヤクブツ連絡ネット等の周知・利用促進を図るとともに、保護者や地域の指導者等に対しては、青少年のインターネットの適切な利用についても併せて周知する。

3 薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口等の周知徹底

我が国の覚醒剤事犯については、総検挙人員の6割以上が再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題とされている。

薬物の再乱用防止を図るためには、薬物乱用者本人に対する適切な治療、社会復帰支援及びその家族への支援体制を整えることが重要である。

このような薬物再乱用防止対策を充実強化するため、薬物乱用者や薬物問題を抱える家族等が早期に相談でき、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、地域における相談窓口等の周知徹底を図る。

4 関係機関等の連携強化

薬物乱用の防止を一層推進するためには、地域全体、ひいては社会全体における違法薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であり、関係機関、団体等が連携を密にし、一丸となって各種取組を推進する必要がある。

このため、広報啓発活動の実施に当たっては、薬物乱用対策推進地方本部等の枠組みを積極的に活用して、関係機関・部局間の情報共有を図るとともに、標記運動・月間等に係る取組の充実強化を図るなど、関係機関、団体等が連携を密にした効果的な啓発活動を推進する。

また、青少年の薬物再乱用防止の観点から、「子ども・若者支援地域協議会」「要保護児童対策地域協議会」「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において支援するための枠組みを有効活用し、薬物問題を抱える青少年やその家族等が継ぎ目なく、安心して適切な支援を受けられるよう努める。

資料1 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

資料2 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/ranyoubousiundou_00001.html

資料3 薬物乱用防止啓発訪問事業〔厚生労働省〕

<https://www.d-info.net/>

資料4 青少年向け普及啓発用パンフレット「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きようパート38」〔厚生労働省〕

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001374564.pdf>

資料5 ご家族の薬物問題でお困りの方へ（家族読本）〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_dokuhon.html

資料6 あやしいヤクブツ連絡ネット〔厚生労働省〕

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

資料7 青少年の被害・非行防止全国強調月間ホームページ〔こども家庭庁〕

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/hikouhigai-gekkau/>

資料8 保護者向け普及啓発リーフレット集〔こども家庭庁〕

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/leaflet>

- 資料9 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」（大麻の所持・譲渡、使用、栽培は禁止！法改正の内容も紹介します）〔内閣府、厚生労働省、警察庁〕
<https://www.gov-online.go.jp/article/202412/entry-6856.html>
- 資料10 薬物乱用防止資料「薬物乱用のない社会を」〔警察庁〕
<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubuturanyononaisyakai.pdf>
- 資料11 大麻対策のためのポータルサイト〔警察庁〕
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/index.html
- 資料12 訪日外国人向け広報啓発資料〔警察庁〕
<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki.html>
- 資料13 “社会を明るくする運動” ホームページ〔法務省〕
<https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/syamei/index.html>
- 資料14 薬物のない学生生活のために〔文部科学省〕
https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_1.pdf
- 資料15 薬物乱用防止教室マニュアル＜令和5年度改訂＞〔文部科学省〕
https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt_kenshoku-000031518_1.pdf
- 資料16 7月は「再犯防止啓発月間」です〔法務省〕
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html

(連絡先)

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

03-5253-1111 (内 2796・2778)

警察庁生活安全局人身安全・少年課

非行防止対策企画係

03-3581-0141 (内 3071・3072)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
企画係

03-3581-0141 (内3273・3276)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9186 (直通)

こども家庭庁成育局安全対策課

環境整備係 03-6858-0155

法務省大臣官房秘書課

総務係 03-3580-4111 (内 2083)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

がん教育推進係

03-5253-4111 (内 2931)

令和6年度薬物乱用防止教室開催状況(熊本県)

1 学校数

(単位:校)

学校種別	小学校	中学校	高等学校	合 計
学 校 数	327	162	52	541

※ 分校を除く。

※ 特別支援学校、定時制及び通信制は除く。

2 薬物乱用防止教室を開催した学校

(単位:校)

学校種別	小学校	中学校	高等学校	合 計
学 校 数	325	162	52	539
開 催 率	99.4%	100.0%	100.0%	99.6%

3 依頼した講師の職種

(単位:校)

職 種	小学校	中学校	高等学校	合 計
警察職員	50	28	18	96
麻薬取締官・員OB	0	0	1	1
学校薬剤師等薬剤師	244	96	18	358
学校医等医師	5	2	0	7
矯正施設職員	7	11	3	21
保健所職員	16	11	1	28
精神保健センター職員	2	2	1	5
税関職員	0	2	3	5
大学教員等	0	2	1	3
薬物乱用防止指導員	3	1	1	5
民間団体等構成員	1	3	2	6
薬物乱用防止教育に造形の深い指導的な教員	1	1	0	2
その他	16	12	5	33

4 実施した時間の教育課程上の扱い

(単位:校)

区 分	小学校	中学校	高等学校	合 計
体育・保健体育	194	24	2	220
特別活動(学級・ホームルーム活動)	117	47	43	207
特別活動(学校行事)	25	40	8	73
特別活動(児童・生徒会活動)	0	2	0	2
総合的な学習の時間	4	55	0	59
その他	0	1	0	1

※特別支援学校、定時制、通信制を除く

※中学校においては県立中学校4校を含む。

アナフィラキシー発生報告(H29.4～R7.5)									
様式G: 体育保健課提出分									
		校種	発生時刻		発生場所	原因物質	既往歴	エビペンの使用	学校生活管理指導表の有無
平成30年度	1	中学校	5限目	学校行事	校外	エビ	無	無	無
	2	高等学校	5限目	体育	運動場	鎮痛剤	有	無	無
令和元年度	1	高等学校	5限後	体育後	教室	食品添加物	無	無	無
	2	中学校	昼食後	昼休み	教室	ナッツ類	有	無	有
	3	高等学校	5限目	体育	運動場	イカ	無	無	無
	4	中学校	5限目	体育	プールサイド	エビ	無	無	無
	5	高等学校	昼食後	部活動	体育館	そば	無	無	無
	6	小学校	帰りの会		教室	不明	有	無	有
	7	小学校	掃除		教室	不明	有	有	有
	8	小学校	登校直後		教室	不明	有	有	有
	9	高等学校	6限目	体育	教室	不明	無	無	無
	10	高等学校	5限目	体育	運動場	不明	有	無	無
	11	小学校	昼食後	昼休み	運動場	不明	有	有	有
令和2年度	1	高校	5限目	体育	体育館	大豆	無	無	無
	2	小学校	昼休み	昼休み	教室	大麦	有	無	無
	3	小学校	昼休み	昼休み	体育館	不明	無	無	無
	4	小学校	放課後		自宅	ピーナッツ	有	無	有
	5	小学校	昼休み	昼休み	教室	不明	有	有	有
令和3年度	1	高等学校	昼休み	昼休み	教室	果物	無	無	無
	2	小学校	昼休み	昼休み	教室	不明	有	有	有
	3	小学校	昼休み	昼休み	教室	甲殻類	無	無	無
	4	中学校	1限目	体育	体育館	不明	無	無	無
令和4年度	1	小学校	昼休み	掃除	教室	不明	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	2	小学校	昼休み	掃除	教室	不明	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	3	高等学校	5限目	体育	グラウンド	不明	有	無	無
	4	小学校	昼休み	掃除	教室	鶏肉	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	5	小学校	昼休み	昼休み	運動場	不明	無	無	無
令和5年度	1	小学校	昼休み	昼休み	運動場	山芋	山芋	無	有
	2	小学校	昼休み	昼休み	運動場	不明	有	有	有
令和6年度	1	小学校	3限目	家庭科	教室	卵	有	無	有
	2	高校	5限目	体育	体育館	エビ	無	無	無
	3	小学校	昼休み	昼休み	運動場	不明	無	無	無
	4	小学校	昼休み	昼休み	体育館	不明	無	無	有
	5	小学校	昼食後	昼休み	教室	乳	有	有	有
令和7年度	1	小学校	昼休み	掃除	教室	不明	有	有	有

表10 人工妊娠中絶実施率 年齢階級別

年度	総数		20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
S50	25.1	22.1	3.0	3.1	29.7	24.7	44.1	34.3	49.7	38.4	34.6	29.2	15.8	13.8	1.5	1.5
S55	21.7	19.5	6.2	4.7	30.5	23.3	35.8	29.3	44.3	33.2	28.7	26.8	12.3	12.0	1.2	1.3
S60	21.1	17.8	6.9	6.4	27.9	22.0	30.9	24.6	37.8	31.5	28.9	26.2	12.9	11.2	1.3	1.1
H 元	18.5	14.9	6.6	6.1	26.5	19.5	24.1	20.4	32.6	26.4	26.4	23.5	13.3	10.8	0.8	0.9
H 3	17.1	13.9	8.1	6.9	25.4	19.1	22.6	19.1	29.2	23.7	24.4	21.7	11.3	9.3	0.6	0.8
H 4	16.3	13.2	7.9	6.8	24.7	18.6	21.2	17.7	26.5	22.3	24.4	20.6	10.7	8.8	1.3	0.9
H 5	15.3	12.4	7.8	6.6	20.4	17.8	21.8	16.8	24.6	20.4	21.9	19.2	10.2	8.3	1.0	0.8
H 6	15.2	11.8	7.8	6.4	22.8	17.1	21.0	15.8	24.4	18.6	22.7	18.1	10.5	8.0	1.1	0.8
H 7	15.2	11.1	8.4	6.2	23.6	16.6	21.3	15.4	22.9	17.2	21.9	16.9	9.9	7.5	0.9	0.7
H 8	14.6	10.9	8.4	7.0	25.1	16.8	20.4	14.5	23.4	16.7	20.9	16.1	9.7	7.3	0.7	0.6
H 9	14.5	11.0	10.3	7.9	24.1	17.1	20.6	14.7	22.4	15.9	20.6	15.5	9.2	7.2	0.7	0.6
H10	14.5	11.0	10.5	9.1	24.9	17.7	20.2	14.5	21.3	14.9	20.2	14.7	8.5	6.8	0.7	0.6
H11	14.8	11.3	12.6	10.6	26.4	18.8	21.7	14.5	21.0	14.4	18.4	14.0	8.3	6.5	0.5	0.5
H12	15.5	11.7	14.8	12.1	29.4	20.5	22.3	15.4	21.9	14.5	17.9	13.2	8.2	6.2	0.9	0.5
H13	15.4	11.8	15.5	13.0	28.2	20.6	21.3	15.2	21.3	13.7	17.3	13.0	8.1	6.0	0.6	0.5
H14	15.0	11.4	16.1	12.8	29.2	20.3	20.7	14.8	18.9	13.5	16.7	12.1	6.7	5.6	0.5	0.5
H15	15.0	11.2	15.3	11.9	28.8	20.2	20.3	14.8	21.1	13.3	15.9	11.6	6.7	5.4	0.6	0.5
H16	14.3	10.6	13.1	10.5	28.4	19.8	20.0	14.4	19.3	12.7	14.9	10.9	6.7	5.1	0.6	0.4
H17	14.4	10.3	13.1	9.4	29.6	20.0	21.6	14.6	17.5	12.4	14.9	10.6	6.6	4.8	0.5	0.4
H18	14.9	9.9	11.8	8.7	30.0	19.2	23.4	14.6	18.9	12.1	15.5	10.0	6.7	4.5	0.5	0.4
H19	14.1	9.3	11.6	7.8	27.8	17.8	21.1	14.3	19.0	11.4	15.1	9.5	6.3	4.2	0.4	0.4
H20	13.2	8.8	9.4	7.6	24.9	16.3	21.0	13.8	18.8	11.2	14.0	9.1	5.9	4.1	0.5	0.4
H21	12.0	8.2	8.5	7.1	22.1	15.1	20.8	13.1	15.8	10.7	13.4	8.5	5.2	3.8	0.6	0.3
H22	11.6	7.9	9.2	7.0	22.1	14.9	17.7	12.7	16.4	10.2	12.3	8.3	5.8	3.7	0.5	0.3
H23	11.3	7.5	9.8	7.1	21.3	14.1	18.2	12.0	16.5	10.0	11.7	7.9	4.9	3.4	0.3	0.3
H24	10.4	7.4	10.1	7.0	19.7	14.1	16.4	11.8	13.8	9.9	11.3	7.8	5.0	3.4	0.4	0.3
H25	9.8	7.0	8.0	6.6	18.9	13.3	15.9	11.3	13.6	9.8	11.1	7.6	4.4	3.4	0.6	0.3
H26	10.0	6.9	8.4	6.1	17.9	13.2	15.6	11.2	15.0	10.0	12.3	7.7	4.4	3.4	0.3	0.3
H27	9.3	6.8	8.5	5.5	17.6	13.5	14.6	11.2	13.7	10.0	10.4	7.7	4.2	3.4	0.4	0.3
H28	8.6	6.5	5.6	5.0	16.6	12.9	14.0	10.6	13.1	9.6	10.4	7.6	4.2	3.3	0.4	0.3
H29	9.3	6.4	6.0	4.8	17.2	13.0	15.4	10.5	14.3	9.5	11.4	7.6	4.8	3.2	0.3	0.3
H30	8.8	6.4	5.1	4.7	16.7	13.2	14.6	10.4	13.7	9.2	10.8	7.6	4.9	3.2	0.4	0.3
R 1	8.3	6.2	5.2	4.5	14.9	12.9	13.3	10.4	13.4	8.9	10.4	7.6	4.5	3.2	0.5	0.3
R 2	7.5	5.8	4.5	3.8	14.1	12.2	12.8	9.7	11.6	8.3	9.5	7.2	4.4	3.2	0.3	0.3
R 3	6.3	5.1	3.9	3.3	11.9	10.1	10.4	8.4	9.8	7.3	8.1	6.5	3.4	3.0	0.3	0.3
R 4	6.6	5.1	4.0	3.6	12.7	10.0	12.1	8.4	10.0	7.1	8.3	6.2	3.4	2.8	0.2	0.2

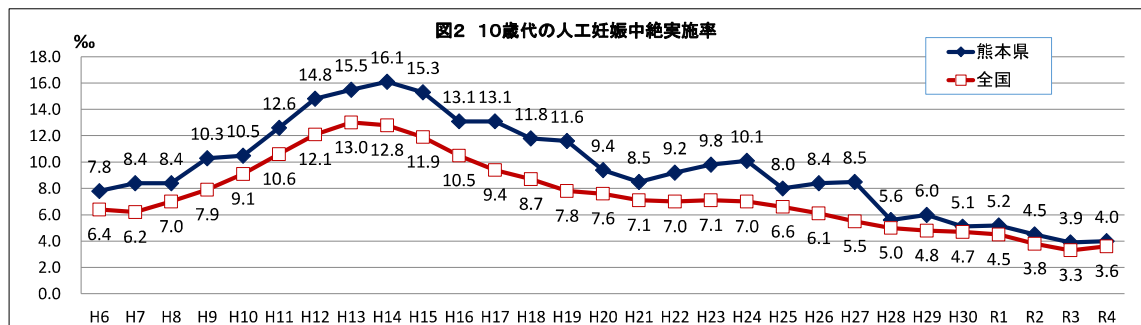
(注1)「母体保護統計報告」により報告を求めている平成13年までは年報告、「衛生行政報告例」に統合された平成14年度からは年度報告。

「総数」は、分母には15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数字を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算。

「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算。

表11 令和4年度人工妊娠中絶実施率 都道府県別5歳年齢階級別 ワースト順位

総 数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国 5.1	全国 3.6	全国 10.0	全国 8.4	全国 7.1	全国 6.2	全国 2.8	全国 0.2
東京 7.7	東京 6.2	東京 17.8	宮崎 12.7	熊本 10.0	熊本 8.3	宮崎 4.3	佐賀 0.7
宮崎 6.7	神奈川 5.9	鳥取 14.1	熊本 12.1	宮崎 9.9	佐賀 8.1	鳥取 長崎	茨城、徳島、 宮崎、鹿児島
熊本 6.6	大阪 5.0	宮崎 13.9	東京 12.0	鹿児島 9.6	鳥取 長崎	岩手 3.9	
大阪 6.5	北海道 高知 4.6	大阪 13.3	鳥取 11.4	長崎 9.4	大分 7.9	徳島 3.6	北海道、青森、岩手、山 形、東京、山梨、愛知、 滋賀、鳥取、島根、香 川、福岡、長崎、大分
鳥取 6.4	福岡 宮崎 4.4	高知 12.8	青森、長 崎、鹿児島 10.9	鳥取 9.3	徳島 宮崎 7.7	長崎 鹿児島 3.5	
熊 本 ワースト 3位	熊 本 ワースト 9位	熊 本 ワースト 6位	熊 本 ワースト 2位	熊 本 ワースト 1位	熊 本 ワースト 1位	熊 本 ワースト 7位	熊 本 ワースト 20位



事 務 連 絡

令和5年7月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について

標記の件について、令和5年7月11日付け消安全第260号で消費者庁消費者安全課から、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）

消安全第 260 号
令和 5 年 7 月 11 日

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課長
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課長
厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課長
厚生労働省 健康局 難病対策課長
経済産業省 製造産業局 素材産業課長 殿
経済産業省 商務・サービスグループ 生物化学産業課長
国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課長
環境省 水・大気環境局 環境管理課長
環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について（周知）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、周囲の方に対する香りへの配慮について啓発するポスターを関係各省と協力の下、改定しましたので別添のとおり送付いたします。貴課におかれましては、関係団体等に対する更なる啓発活動に御協力の程よろしくお願いいたします。

< 本件問合せ先 >

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL : 03-3507-9137 (直通)

快適な香りでも、**困っている**人もいることをこ



7 消 安 第 216 号
令和 7 年 4 月 11 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 7 年度「食育月間」実施要綱の制定について（通知）

令和 3 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする第 4 次食育推進基本計画においては、毎年 6 月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るとされています。

また、「食育月間」の実施に当たって、農林水産大臣は同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表するとしています。

この度、「令和 7 年度「食育月間」実施要綱」を別添のとおり定めましたので、御了知願います。

貴省におかれましては、同要綱に基づき、「食育月間」における食育の取組を推進していただきますようお願いいたします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いいたします。

(別添)

令和7年度「食育月間」実施要綱

令和7年4月11日
農林水産大臣決定

1. 趣旨

国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることができることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

食育により、国民の健全な食生活の実現、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産・消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システムを構築することが期待されている。

食育を推進するための活動については、食育基本法（平成17年法律第63号）、第4次食育推進基本計画（令和3年3月食育推進会議決定。以下「基本計画」という。）等を踏まえ、多様な主体の参加及び協力を得て、国民運動として全国において展開していくことが重要である。

基本計画においては、毎年6月が「食育月間」として定められており、その期間中に、各種広報媒体、行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとされている。

本実施要綱は、食育基本法及び基本計画を踏まえ、食育月間の実施に当たっての重点事項、実施方法等を定めるものである。

2. 期間

令和7年6月1日（日）から6月30日（月）までの1か月間

3. 実施体制

農林水産省をはじめとして、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進する関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方公共団体及び関係機関・団体に対しても参加を呼びかけ、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4. 重点事項

基本計画を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進及び③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点を置いて、SDGs の考え方を踏まえながら食育推進運動の関係者が相互に連携する視点を持って総合的に普及啓発を図る。

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

社会における高齢化の進行の中で、健康寿命の延伸が国民的課題であり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、ライフステージ、ライフスタイル、多様な暮らし等に対応し、切れ目のない生涯を通じた食育を推進することが重要である。

生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を実現し、全ての国民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進する。

また、子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎になることに留意する。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育関係者を含む国民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育を推進する。

① 食と環境の調和：環境の環（わ）

環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

② 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ）

農林漁業体験の推進、生産者、消費者等との交流促進、地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進する。

③ 日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ）

食育活動を通じて、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するための食育を推進する。

(3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

デジタル技術の活用が喫緊の課題となるとともに、「新たな日常」は、食を見つめ直す契機ともなっている。(1) 及び (2) に示した重点項目に横断的に取り組むため、「新たな日常」においても食育を着実に実施する。

また、オンライン料理教室等のデジタル技術を活用した食育を推進するため農林水産省が作成した「デジタル食育ガイドブック」を活用するほか、多くの国民による主体的な運動となるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを出創するデジタル化に対応した食育を推進する。

「デジタル食育ガイドブック」 URL

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/movie/index.html#guide>

5. 実施方法

食育月間においては、主に以下の事項の集中的な実施を通じて、基本計画「第3 食育の総合的な促進に関する事項」に基づく取組を推進する。

(1) 食育推進全国大会の開催

第20回食育推進全国大会を、令和7年6月7日（土）及び6月8日（日）に農林水産省、徳島県及び第20回食育推進全国大会徳島県実行委員会の共催により、徳島県徳島市において開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図る。

また、ボランティア等の民間等の食育関係者が自発的に行う優れた活動を奨励するため食育活動表彰を実施し、大会において表彰式を行う。

(2) 各地域等における食育の取組の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がシンポジウム、講習会、展示会、調理、生産等の体験活動を行うなどの食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法及び知見を食育関係者間で情報共有する。

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページ、SNS等の各種媒体を活用するとともに、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がそれぞれの日常的な活動（特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関

する活動）の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6. 食育月間実施上の留意事項

実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 毎年6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に関する認知度を高めるため、情報発信をこれまで以上に充実させるよう努める。
- (2) より効果的な食育推進運動を実施する観点から、広報媒体への相乗り、行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体が相互に積極的な連携を図る。
- (3) 食育の推進について成果を挙げるためには、国民が食育に自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し、自発的に食育を実践する意識及び意欲が醸成されるよう配慮する。
- (4) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和、家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。
- (5) 地域において関係者が食育に関する課題及び取組の方向性を共有し、連携・協働して取組を推進していくため、地方公共団体がそれぞれ作成する食育推進計画について、地域の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育に関わる様々な関係者に対し、各種会合における説明、広報誌・機関誌への掲載等を通じて共有を図るとともに、地域住民への周知に努める。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に、令和6年度末に配布された献血啓発資材の活用等、献血への理解増進に向けた取組をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和7年5月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における献血への理解増進に向けた取組について（依頼）

近年、少子高齢化の影響等により若年層（10代から30代）の献血者数の減少が顕著となっています。将来にわたって安定的に血液を確保するために、献血可能年齢前の児童生徒も含め、若年層を対象とした献血の普及啓発が重要であり、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」に、小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めることが盛り込まれたところです。

この度、厚生労働省より、令和7年5月14日付け事務連絡で学校における献血推進活動について周知等の協力依頼（別添参照）がありましたので、この趣旨を御理解いただき、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、令和6年度末に配布された献血啓発資材を活用いただくとともに、都道府県赤十字献血センターが行う出前講座や学校献血等により、献血に触れ合う機会を積極的に受け入れるなど、献血への理解増進に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、文部科学省では、「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」において、例えば、日本赤十字社の職員や医師、輸血を受けた患者等を外部講師として活用する際の経費の支援を行うこととしていますので、併せて御活用ください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別

区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校へ一律に周知する以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において適切に御判断いただくようお願いします。

(献血推進活動について)

厚生労働省医薬局血液対策課献血推進係

電話：03-5253-1111（内線 2908）

(本事務連絡について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

電話：03-5253-4111（内線 2918）

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 14 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

学校における献血推進活動について（依頼）

献血の普及啓発につきましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

血液は、病気やけがなど様々な疾患の治療に用いられますが、人工的に造ることができず、長期保存もできないため、毎日新しい血液を提供いただく必要があり、毎年延べ約 500 万人の方々に献血に御協力頂いています。

初めて献血に御協力頂く方の約 3.8 割が 10 代、約 3.5 割が 20 代であり、将来にわたって安定的に血液を確保するために、若年層を対象とした献血の普及啓発が重要です。

そのため、厚生労働省及び日本赤十字社は、都道府県と連携し、学校における献血推進活動に取り組んでいます。

厚生労働省では希望調査の結果を踏まえ、中学生向けポスター及び高校生向けに作成した献血啓発資材を令和 6 年度末に各学校へ配布しています。日本赤十字社が小学生向けに作成した献血啓発資材については、令和 7 年 7 月頃に各学校へ納品予定です。なお、令和 7 年度においても、啓発資材配布に係る希望調査を実施しています。

そのほかにも活用可能な啓発資材等（別紙 1）があり、都道府県赤十字血液センター（別紙 2）が出前講座や学校献血（別紙 3）を実施しています。また、令和 6 年度に中高生向けの献血啓発動画（別紙 4）を作成しており、さらに令和 7 年度中に中学生向け啓発資材の作成を予定しています。

貴課におかれましては、かかる趣旨を御理解いただき、学校において、啓発資材の配布・活用及び出前講座・学校献血の受入れ等の献血推進活動に積極的に取り組んでいただけるよう、周知等に御協力をよろしくお願いします。

- （別紙 1）活用可能な啓発資材等一覧
- （別紙 2）都道府県赤十字血液センター 一覧
- （別紙 3）学校献血について
- （別紙 4）中高生向けの献血啓発動画
- （別紙 5）都道府県別学校献血等実績

【連絡先】

厚生労働省医薬局

血液対策課献血推進係

電話：03-5253-1111（内線2908）

E-mail: kenketsugo@mhlw.go.jp

活用可能な啓発資材等一覧（日本赤十字社及び厚生労働省作成）

（パンフレット）

- ・ 小学生向けテキスト「みんなで学ぼう 血液のこと」
<https://www.jrc.or.jp/donation/blood/about/introduction/>
- ・ 生徒用テキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」（2025 年度版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44398.html
- ・ 血液事業紹介パンフレット「愛のかたち献血」（一般の方向け）
https://www.jrc.or.jp/donation/pdf/2025ainokatachi_ippan.pdf
- ・ 血液事業紹介パンフレット「愛のかたち献血」（小学生・中学生向け）
https://www.jrc.or.jp/donation/pdf/2025ainokatachi_syoucyuugakusei.pdf

（ポスター）

- ・ 中学生向けポスター
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37536.html
- ・ 大学生等向けポスター
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50194.html

（動画）

- ・ 「けんけつちゃんからの SOS」けんけつって？けつえきって？動画で分かりやすく見よう！
<https://www.youtube.com/watch?v=mclh1RQTVXE>
- ・ 身近にあるボランティア「献血」のご紹介
<https://www.youtube.com/watch?v=f0Lq73cXrVY>
- ・ 献血啓発アニメ「誕生!!KKT21」（本編フルバージョン）
<https://www.youtube.com/watch?v=aIKbkLV42oQ>
- ・ 小学生向け動画「みんなで学ぼう 血液のこと」
https://www.youtube.com/watch?v=_PA-Qwb2Rdw
- ・ 「インフォグラフィックス動画 What's KENKETSU」 full バージョン
<https://youtu.be/B8vfSsALK9w>
- ・ 「インフォグラフィックス動画 What's KENKETSU」 short バージョン
https://youtu.be/aI-2u3F_OYo
- ・ 「ありがとうの手紙 From 献血で救われたいのち」 full バージョン
<https://youtu.be/TGojWkhjoLA>

- ・「ありがとうの手紙 From 献血で救われたいのち」 short バージョン
<https://youtu.be/WV8QViqxY9o>
- ・船原知香さんの輸血実体験を基にしたアニメーション
<https://www.youtube.com/watch?v=j72GIMGtNYo>
- ・日本赤十字社 献血推進プロモーションチャンネル (YouTube)
<https://youtube.com/channel/UC6r9p4U0-Dho4Rc00MIYn1A?si=IxaRE-D5duSg9vLP>

(その他)

- ・けんけつ体操の歌
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/5a/song.html>
- ・けんけつちゃん絵描き歌
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/5a/song2.html>
- ・けんけつのあたらしいカタチ ラブラッド※
<https://www.youtube.com/watch?v=2HnDfX6kcUw>
- ・ラブラッド※の登録方法
<https://www.youtube.com/watch?v=b05718V1PXI>

※ラブラッドとは

日本赤十字社と献血者をつなぐ、Web 会員サービスです。

より安全な血液を安定的に患者さんに届けるためには、継続して献血に御協力いただくことが重要であり、日本赤十字社では複数回献血を推進するため、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を運営しています。御登録いただくと、献血の予約、事前の問診回答などが Web サイト・アプリどちらからでも可能になります。

都道府県赤十字血液センター 一覧

No.	センター名	郵便番号	住所	電話番号(代表)	問合せ窓口
1	北海道赤十字血液センター	063-0802	札幌市西区二十四軒2条1-1-20	011-613-6121	献血推進担当部門
2	青森県赤十字血液センター	030-0966	青森市花園2-19-11	017-741-1511	
3	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳6-1-6	019-637-7200	
4	宮城県赤十字血液センター	981-3206	仙台市泉区明通2-6-1	022-290-2501	
5	秋田県赤十字血液センター	010-0941	秋田市川尻町字大川反233-186	018-865-5541	
6-1	山形県赤十字血液センター (～令和7年5月31日)	990-0023	山形市松波1-18-10	023-622-5301	
6-2	山形県赤十字血液センター (令和7年6月1日～)	990-0075	山形県山形市落合町95番地1	023-622-5301	
7	福島県赤十字血液センター	960-1198	福島市永井川字北原田17	024-544-2550	
8	茨城県赤十字血液センター	311-3117	東茨城郡茨城町桜の郷3114-8	029-246-5566	
9	栃木県赤十字血液センター	321-0192	宇都宮市今宮4-6-33	028-659-0111	
10	群馬県赤十字血液センター	379-2181	前橋市天川大島町2-31-13	027-224-2118	
11	埼玉県赤十字血液センター	337-0003	さいたま市見沼区深作955-1	048-684-1511	
12	千葉県赤十字血液センター	274-0053	船橋市豊富町690	047-457-0711	
13	東京都赤十字血液センター	162-8639	新宿区若松町12-2	03-5272-3511	
14	神奈川県赤十字血液センター	222-0032	横浜市港北区大豆戸町680-7	045-834-4611	
15	新潟県赤十字血液センター	950-0954	新潟市中央区美咲町1-6-15	025-384-0920	
16	山梨県赤十字血液センター	400-0062	甲府市池田1-6-1	055-251-5891	
17	長野県赤十字血液センター	381-2214	長野市稲里町田牧1288-1	026-214-8070	
18	富山県赤十字血液センター	930-0821	富山市飯野26-1	076-451-5555	
19	石川県赤十字血液センター	920-0345	金沢市藤江北4-445	076-254-6300	
20	福井県赤十字血液センター	918-8011	福井市月見3-3-23	0776-36-0221	
21	岐阜県赤十字血液センター	500-8269	岐阜市茜部中島2-10	058-272-6911	
22	静岡県赤十字血液センター	420-0804	静岡市葵区竜南1-26-19	054-247-7141	
23	愛知県赤十字血液センター	489-8555	瀬戸市南山口町539-3	0561-84-1131	
24	三重県赤十字血液センター	514-0131	津市あかつ台4丁目8-5	059-273-6701	
25	滋賀県赤十字血液センター	525-8505	草津市笠山7-1-45	077-564-6311	
26	京都府赤十字血液センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町26	075-603-8800	
27	大阪府赤十字血液センター	536-8505	大阪市城東区森之宮2-4-43	06-6962-7001	
28	兵庫県赤十字血液センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-222-5011	
29	奈良県赤十字血液センター	639-1123	大和郡山市筒井町600-1	0743-56-5916	
30	和歌山県赤十字血液センター	649-6322	和歌山市和佐関戸118-5	073-499-7724	
31	鳥取県赤十字血液センター	680-0901	鳥取市江津370-1	0857-24-8101	
32	島根県赤十字血液センター	690-0882	松江市大輪町420-21	0852-23-9467	
33	岡山県赤十字血液センター	700-0012	岡山市北区いずみ町3-36	086-255-1211	
34	広島県赤十字血液センター	730-0052	広島市中区千田町2-5-5	082-241-1246	
35	山口県赤十字血液センター	753-8534	山口市野田字野田172-5	083-922-6866	
36	徳島県赤十字血液センター	770-0044	徳島市庄町3-12-1	088-631-3200	
37	香川県赤十字血液センター	761-8031	高松市郷東町字新開587-1	087-881-1500	
38	愛媛県赤十字血液センター	791-8036	松山市高岡町80-1	089-973-0700	
39	高知県赤十字血液センター	783-0043	南国市岡豊町小蓮448番地	088-866-6660	
40	福岡県赤十字血液センター	818-8588	筑紫野市上古賀1-2-1	092-921-1400	
41	佐賀県赤十字血液センター	849-0925	佐賀市八丁塚町10-20	0952-32-1011	
42	長崎県赤十字血液センター	852-8145	長崎市昭和3-256-11	095-843-3331	
43	熊本県赤十字血液センター	861-8039	熊本市東区長嶺南2-1-1	096-384-6000	
44	大分県赤十字血液センター	870-0889	大分市大字荏隈717-5	097-547-1151	
45	宮崎県赤十字血液センター	880-8518	宮崎市大字恒久885-1	0985-50-1800	
46	鹿児島県赤十字血液センター	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-257-3141	
47	沖縄県赤十字血液センター	902-0076	那覇市与儀1-4-1	098-833-4747	

学校献血について

学校における献血推進活動が重要です

- ① これからの日本社会の人口動態を考慮すると、献血可能人口は減少すると推定されます。血液製剤は医療に無くてはならないものですので、血液が足りなくなって患者さんに届けられない、という事態はどうしても避けなければなりません。そのため、**これからの社会を支える若年層の献血者をいかに増やすかが喫緊の課題となっています。**
- ② 厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人（特に、初回献血の場所が高校だった人）が「**高校での献血がその後の献血への動機付けに有効**」と考えていることがわかりました（下図参照）。

Q. 高校での集団献血が、その後の献血への動機付けとなるか



少しでも献血に触れ合える機会を生徒に提供してください

若いうちから献血に触れあえる機会を持っていただくため、献血受入を行っている日本赤十字社では、**献血のきっかけづくりや、将来にわたって献血にご協力いただくための取組として、中学校・高等学校等に出向いての「献血セミナー」（スライド・映像やパンフレットを用いた学習講座）を積極的に実施しております。**

献血については、平成21年7月に改訂された「高等学校学習指導要領解説／保健体育編」に「献血の制度があることについても適宜触れる」ことが追記され、令和6年6月に閣議決定された「骨太方針2024」において、小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めることが重要とされました。

学校現場において、広報資材の配布や、出前講座、学校献血等献血に触れ合う機会の受入れについて積極的に取り組んでいただけるよう、ご協力をお願いします。

※ 出前講座、学校献血については、最寄りの都道府県赤十字血液センターにお問い合わせください。



中高生向けの献血啓発動画（令和6年度厚生労働省作成）

僕たちは巡っていく

世代を超えて、献血という優しいバトンが巡り、運命の人とも巡り会うストーリーを描いています。

【概要】

事故に遭った友達のユウのために献血に行ったジョー。助かったユウはジョーの想いに感謝をします。

時が経ち、ユウは大人になったジョーが病気になったと知り、

ユウは、自分の娘のアイに献血に行ってもらいます。

ユウとアイは、ユウの恩人の想いを馳せながら献血ルームに向かいます。

さらに時が経ち、ジョーから献血の大切さを聞いていた息子のジュンは、誰かの役に立ちたいと思いから献血ルームを訪れます。

- ・フルバージョン : <https://www.youtube.com/watch?v=-S6j0ORDSEI>
- ・2分バージョン : https://www.youtube.com/watch?v=35DIeTpN_MI
- ・30秒バージョン : <https://www.youtube.com/watch?v=k7RsRsU74Fo>

【都道府県別学校献血等実績】

●令和5年度 学校献血の都道府県別実績						
都道府県	管内設置校数	献血実施校数	献血者数			実施率
			200mL	400mL	計	
北海道	277	31	991	957	1,948	11.2%
青森	63	29	527	517	1,044	46.0%
岩手	79	18	2	269	271	22.8%
宮城	99	18	372	501	873	18.2%
秋田	52	11	142	111	253	21.2%
山形	61	30	67	685	752	49.2%
福島	98	20	581	211	792	20.4%
茨城	134	52	1,711	902	2,613	38.8%
栃木	78	67	2,867	2,743	5,610	85.9%
群馬	79	45	1,715	1,071	2,786	57.0%
埼玉	202	75	1,845	1,133	2,978	37.1%
千葉	193	18	764	662	1,426	9.3%
東京	441	12	197	291	488	2.7%
神奈川	237	6	263	339	602	2.5%
新潟	111	2	21	42	63	1.8%
山梨	40	35	621	1,652	2,273	87.5%
長野	109	8	6	266	272	7.3%
富山	49	8	140	377	517	16.3%
石川	57	7	87	470	557	12.3%
福井	33	14	258	263	521	42.4%
岐阜	87	18	526	373	899	20.7%
静岡	137	77	1,571	1,592	3,163	56.2%
愛知	224	12	337	705	1,042	5.4%
三重	78	12	0	326	326	15.4%
滋賀	59	16	262	324	586	27.1%
京都	107	2	4	114	118	1.9%
大阪	267	24	537	537	1,074	9.0%
兵庫	211	14	114	300	414	6.6%
奈良	56	7	189	113	302	12.5%
和歌山	48	15	356	433	789	31.3%
鳥取	32	5	0	113	113	15.6%
島根	47	8	0	139	139	17.0%
岡山	91	4	0	126	126	4.4%
広島	134	12	74	794	868	9.0%
山口	78	13	64	369	433	16.7%
徳島	37	7	0	204	204	18.9%
香川	43	14	0	646	646	32.6%
愛媛	73	21	0	789	789	28.8%
高知	43	0	0	0	0	0.0%
福岡	168	84	0	4,566	4,566	50.0%
佐賀	44	9	22	285	307	20.5%
長崎	80	12	8	480	488	15.0%
熊本	77	34	0	1,614	1,614	44.2%
大分	55	8	31	208	239	14.5%
宮崎	52	6	1	147	148	11.5%
鹿児島	90	12	26	469	495	13.3%
沖縄	69	48	52	1,587	1,639	69.6%
合計	4,979	1,000	17,351	30,815	48,166	20.1%

【別紙5】

●令和5年度 若年層（16～39歳）献血率の都道府県別実績			
都道府県	若年層 献血者数	若年層 献血可能人口	若年層献血率
北海道	81,113	1,145,487	7.1%
青森	16,239	250,992	6.5%
岩手	14,601	250,220	5.8%
宮城	31,664	559,921	5.7%
秋田	11,772	176,606	6.7%
山形	14,345	221,670	6.5%
福島	22,348	413,068	5.4%
茨城	31,986	695,084	4.6%
栃木	33,913	464,338	7.3%
群馬	26,951	460,490	5.9%
埼玉	73,646	1,896,393	3.9%
千葉	76,014	1,606,568	4.7%
東京	223,600	4,073,868	5.5%
神奈川	103,100	2,402,609	4.3%
新潟	28,971	472,522	6.1%
山梨	12,168	188,555	6.5%
長野	22,454	454,601	4.9%
富山	12,852	231,170	5.6%
石川	14,037	267,098	5.3%
福井	8,266	178,123	4.6%
岐阜	19,071	464,795	4.1%
静岡	39,896	851,099	4.7%
愛知	99,178	2,011,365	4.9%
三重	18,273	423,216	4.3%
滋賀	16,534	360,695	4.6%
京都	34,713	615,834	5.6%
大阪	125,797	2,298,120	5.5%
兵庫	62,103	1,306,321	4.8%
奈良	14,031	297,920	4.7%
和歌山	12,647	200,121	6.3%
鳥取	7,230	121,020	6.0%
島根	5,918	140,982	4.2%
岡山	23,754	451,513	5.3%
広島	35,406	666,671	5.3%
山口	13,904	282,963	4.9%
徳島	7,283	155,270	4.7%
香川	10,712	220,180	4.9%
愛媛	17,121	288,058	5.9%
高知	9,440	139,958	6.7%
福岡	71,923	1,297,311	5.5%
佐賀	9,358	186,531	5.0%
長崎	16,775	276,136	6.1%
熊本	22,530	395,250	5.7%
大分	12,770	248,506	5.1%
宮崎	11,959	229,624	5.2%
鹿児島	18,967	343,286	5.5%
沖縄	19,449	395,145	4.9%
合計	1,616,782	31,082,257	5.2%

●中高生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」（生使用） 各高等学校等への配布数			
都道府県	R5年度配布数 （R4年度調査分）	R6年度配布数 （R5年度調査分）	R7年度配布数 （R6年度調査分）
北海道	7,463	31,210	29,490
青森	10,066	10,685	10,440
岩手	8,021	8,285	10,636
宮城	13,769	14,390	61,475
秋田	7,330	7,715	7,455
山形	6,526	10,341	9,775
福島	14,493	15,630	14,713
茨城	24,641	21,230	14,683
栃木	17,292	17,675	17,569
群馬	10,319	11,190	12,570
埼玉	50,400	46,690	48,095
千葉	37,398	14,695	13,355
東京	44,653	47,796	47,185
神奈川	42,570	41,218	61,010
新潟	5,253	5,585	19,720
山梨	7,464	3,154	2,655
長野	18,294	19,405	17,805
富山	9,488	8,905	8,715
石川	3,111	6,405	10,361
福井	7,182	7,551	7,231
岐阜	15,696	16,192	15,680
静岡	27,439	28,854	31,974
愛知	60,158	58,420	60,705
三重	14,467	14,195	16,985
滋賀	9,591	8,905	8,890
京都	17,595	19,102	24,670
大阪	36,293	37,106	37,759
兵庫	42,818	46,765	45,520
奈良	12,944	14,882	21,700
和歌山	7,447	7,630	7,920
鳥取	5,193	4,439	4,940
島根	5,048	6,465	6,150
岡山	8,837	8,962	17,250
広島	22,694	25,200	24,007
山口	11,003	11,140	10,751
徳島	4,191	6,610	710
香川	8,756	9,254	8,010
愛媛	11,587	12,144	11,500
高知	5,926	6,547	5,765
福岡	42,096	44,263	45,513
佐賀	6,446	7,681	7,702
長崎	11,409	12,114	12,872
熊本	13,515	16,076	15,740
大分	10,292	11,280	9,870
宮崎	2,018	3,580	3,470
鹿児島	17,559	18,845	18,971
沖縄	15,913	19,040	22,170
合計	792,664	825,446	922,132

熊本県教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】

くまもとの教職員像		求められる資質能力							資質能力を構成する具体的要素の例
		経験段階 ※ 経験年数は およその目安	採用段階	基礎期 （１～５年）	向上期 （６～１０年）	充実期 （１１～１６年）	発展期 （１７～２５年）	円熟期 （２６年～）	
教職員としての基本的資質	総合的人間力		人権尊重の精神を基盤に教育的愛情を持って行動し、コミュニケーション力や協調性を発揮する能力。	深い教育的愛情と豊かな人権感覚を持ち、コミュニケーション力を発揮し信頼関係を構築する能力。	深い教育的愛情と豊かな人権感覚を持ち、良好な信頼関係を構築し、状況に応じて的確に発言・行動する能力。	深い教育的愛情と豊かな人権感覚を持ち、ミドルリーダーとしての的確な状況判断能力とその判断に基づく行動力。	深い教育的愛情と豊かな人権感覚を持ち、中核教員としての全校的視野に立った各種調整能力。	深い教育的愛情と豊かな人権感覚を持ち、指導者としての他の教職員へ助言・支援するなど、学校全体の指導的役割を果たすことのできる各種調整能力。	【教職としての素養】 豊かな人間性、人権意識、多様性（ダイバーシティ）の尊重、教育的愛情、教育的ニーズの把握、個に合わせて考える力、個性の伸長、気付き力、想像力、省察する力、情報モラル、SDGs 等
									【社会性】 円滑なコミュニケーション、良好な人間関係、他者との協力や関わり、連携・協働、論理的思考力、課題解決能力、状況判断能力、課題対応力、各種調整能力 等
									【リーダーとしての素養】 人材育成力、判断力、決断力、行動力、リーダーシップ 等
	使命感・倫理観		教育公務員としての使命感や責任感を持って児童生徒に接する姿勢。	教育公務員としての使命感・倫理観を持ち、組織の一員として職責を遂行する謙虚な姿勢。	教育公務員としての使命感・高い倫理観を持ち、若手職員に指導助言を行うなど、学校運営の一翼を担おうとする意識。	教育公務員としての使命感・高い倫理観を持ち、ミドルリーダーとして後輩職員に適切な指導を行うなど、学校運営の一端を担おうとする意識。	教育公務員としての高い使命感と職責の重要性を踏まえた倫理観を持ち、中核教員としての全校的視野に立った指導力を発揮しようとする姿勢。	教育公務員としての崇高な使命感と職責の重要性を踏まえた深い倫理観を持ち、指導者として学校目標の達成のために常に新しい知識を求め、実践に生かそうとする姿勢。	【使命感・倫理観】 学校及び教職の意義理解、学び続ける姿勢、校務への積極的な参画、社会・環境や人に対する責任感、自己理解・自己管理能力、コンプライアンス意識 等
									【組織における連携・協働】 学校組織マネジメント、学校運営の持続的な改善、危機管理の知識や視点、謙虚な姿勢、他の教職員との連携・協働、若手教員の育成に係る連携・協働 等
教職員としての専門性	養護教諭の専門性を生かした職務	保健教育 保健指導 保健管理 保健組織 保健室経営	専門性を生かした養護教諭の役割を理解し、保健教育を実践する基礎的な能力。	学校保健計画の立案に参画するとともに、保健教育の基礎的な知識や技能を習得し、活用する能力。	関係者等との連携や教材研究を行いながら、養護教諭の専門性を生かし、現代的健康課題を踏まえた保健教育を行う能力。	養護教諭としての高度な知識や技能を習得し、ミドルリーダーとして現代的健康課題を踏まえた保健教育を実践・評価・改善する能力。	高度な知識や技能を生かして現代的健康課題を踏まえた保健教育を実践し、中核教員として全校的視野に立った実践的指導力を学校内外で発揮する能力。	保健教育・健康相談等をはじめ、指導者としての豊かな経験と更に高度な知識、熟練した技能を生かした教職員の力量形成を支援・指導する能力。	【保健教育】 学校保健計画の立案、関係法令・学習指導要領の理解、カリキュラム・マネジメント、ティーム・ティーチング、教材研究、主体的・対話的で深い学びのための授業改善、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた学習者中心の授業創造、協働した授業研究、授業設計・実践・評価・改善、各教科等の専門的知識、ファシリテーション 等
									【健康相談・保健指導・生徒指導】 学校保健計画の立案、児童生徒理解、関係法令の理解、心身の健康課題を踏まえた健康相談や保健指導、生徒指導の意義・理論の理解、児童生徒との信頼関係構築、個に応じた指導や集団指導、キャリア教育、自己実現能力の育成、いじめ・児童虐待等の早期発見・早期対応、不登校児童生徒への支援、学校生活への適応や人格の成長への援助、支援体制づくり、コーディネート力、健康に関する啓発活動 等
									【保健管理】 救急処置、救急体制の整備と周知、健康診断の計画・実施・事後措置・評価、健康観察、疾病の予防と管理、学校環境衛生の改善、児童生徒理解、保健情報の収集及び分析、保健室利用状況の分析・評価、学校生活への適応や人格の成長への援助、ガイダンス及びカウンセリング 等
									【保健組織活動】 学校保健委員会や児童生徒保健委員会の企画・調整、教職員・家庭・外部の関係機関（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含む）との連携・協働、学校間の連携、保健管理の分析結果に基づいた組織的保健教育の推進 等
									【保健室経営】 学校教育目標や学校保健目標の具現化、保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、センター的機能を生かした児童生徒理解、保健室の設備備品の管理、帳簿等保健情報の管理 等
	実践的指導力等	マネジメント力	養成段階で身に付けるべき児童生徒理解や学校安全の基礎的な知識と、学校組織等や自己の役割を理解する能力。	学校保健に関する組織に継続的に関わり、積極的に教職員や家庭へ周知するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	学校保健を推進する組織に継続的に関わり、適切な情報提供を行うとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	学校保健の現状や課題を生かしたネットワーク体制を構築し、関係機関等と積極的に交流するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	学校保健に関する専門性を生かしたネットワーク体制を構築し、関係機関等と積極的に交流するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	安全・安心な教育環境の構築をはじめとする学校経営等の参画者としてのリーダーシップを発揮し、指導者として学校内外の資源を開発・活用できる広範な経営力・企画力。	【特別支援教育】 児童生徒理解、保健室経営計画、教育相談等による教育的ニーズの把握、合理的配慮、学習上又は生活上の困難に応じた指導・支援の工夫、特別支援教育コーディネーターとの連携等の組織的対応 等
									【ICTや情報・教育データの効果的な利活用】 ICTの活用の意義理解、ICTの効果的な活用、情報活用能力の育成、学習改善のための教育データの活用、アセスメント 等
									【連携・協働】 教職員・家庭・外部の関係機関（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含む）との連携・協働、同僚性の構築、学校間の連携、防災、SDGs 等
									【学校経営】 学校組織マネジメント、学校運営の持続的な改善、校務への積極的な参画と役割の遂行、自身や学校の強み・弱みの理解、カリキュラム・マネジメント、組織的・計画的な教育課程の編成と実施及び改善 等
									【学校安全】 危機管理の知識や視点、防災、安全・安心な教育環境の構築、学校安全への対応 等
									【リーダーとしての専門性】 交渉力、リーダーシップ、経営力、企画力、ニーズに適応させる能力、ICTや情報・教育データの利活用、アセスメント、ファシリテーション 等

※「資質能力を構成する具体的要素の例」の【健康相談・保健指導・生徒指導】及び【特別支援教育】には、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」を含みます。
※各経験段階における「求められる資質能力」と「資質能力を構成する具体的な要素の例」を組み合わせ活用してください。

熊本県教員等の資質向上に関する指標【栄養教諭】

くまもとの教職員像		求められる資質能力							資質能力を構成する具体的要素の例	
		経験段階 ※ 経験年数は およその目安	採用段階	基礎期 （１～５年）	向上期 （６～１０年）	充実期 （１１～１６年）	発展期 （１７～２５年）	円熟期 （２６年～）		
教職員としての 基本的資質	①教育的愛情と人権感覚 自らの言動が児童生徒の 人格形成に大きな影響を与 えることを自覚し、豊かな 人権感覚を持って、一人一 人に温かく、また公平に接 する教職員 ②使命感と向上心 教職員としての使命感と 情熱を持ち続け、時代の変 化から生じる新しい課題に も積極的に対応するため、 常に新しい知識を求め、実 践に生かす教職員 ③組織の一員としての自覚 互いに情報を共有し、協 力し合って組織的に課題に 対応する教職員	総合的 人間力	人権尊重の精 神を基盤に教育 的愛情を持って 行動し、コミュ ニケーション力 や協調性を発揮 する能力。	深い教育的愛情と 豊かな人権感覚を持ち、 コミュニケーション力を 発揮し信頼関係を構築する 能力。	深い教育的愛情と 豊かな人権感覚を持ち、 良好な信頼関係を 構築し、状況に応 じて的確に発言・行 動する能力。	深い教育的愛情と 豊かな人権感覚を持ち、 ミドルリーダー としての的確な状況 判断能力とその判断 に基づく行動力。	深い教育的愛情と豊 かな人権感覚を持ち、 中核教員としての全校 的視野に立った各種調 整能力。	深い教育的愛情と豊 かな人権感覚を持ち、 指導者として他 の教職員へ助言・支援 するなど、学校全体 の指導的役割を果た すことのできる各種 調整能力。	【教職としての素養】 豊かな人間性、人権意識、多様性（ダイバーシティ）の尊重、教育的愛情、教育的ニーズの把握、個に合わせて考える力、個性の伸長、気付き力、想像力、省察する力、情報モラル、SDGs 等	
			教育公務員と しての使命感や 責任感を持って 児童生徒に接す る姿勢。	教育公務員として の使命感・倫理観 を持ち、組織の一員と して職責を遂行する 謙虚な姿勢。	教育公務員として の使命感・高い倫理 観を持ち、若手職員 に指導助言を行うな ど、学校運営の一翼 を担おうとする意 識。	教育公務員として の使命感・高い倫理 観を持ち、ミドルリー ダーとして後輩職員 に適切な指導を行う など、学校運営の一 端を担おうとする意 識。	教育公務員としての 高い使命感と職責の重 要性を踏まえた倫理観 を持ち、中核教員とし ての全校的視野に立っ た指導力を発揮しよう とする姿勢。	教育公務員としての 崇高な使命感と職 責の重要性を踏まえ た深い倫理観を持 ち、指導者として学 校目標の達成のため に常に新しい知識を 求め、実践に生かそ うとする姿勢。	【社会性】 円滑なコミュニケーション、良好な人間関係、他者との協力や関わり、連携・協働、論理的思考力、課題解決能力、状況判断能力、課題対応力、各種調整能力 等	
			使命感・ 倫理観						【リーダーとしての素養】 人材育成力、判断力、決断力、行動力、リーダーシップ 等	
									【使命感・倫理観】 学校及び教職の意義理解、学び続ける姿勢、校務への積極的な参画、社会・環境や人に対する責任感、自己理解・自己管理能力、コンプライアンス意識 等	
教職員としての 専門性	①児童生徒理解と豊かな心の 育成 児童生徒との信頼関係を 培い、一人一人の個性やよ さをしっかりと見つけ、自 分に対する自信と他者に対 する思いやりの心を育む教 職員 ②学習の実践的指導力 基礎・基本を習得させるた めの徹底した指導と児童生 徒が自ら学び自ら考える力 を身に付ける学習を着実に 展開し、確かな学力を育む 教職員 ③保護者・地域住民との連携 保護者・地域住民の大きな 期待があることを自覚し、 保護者や地域住民と情報 を共有し、またそのニーズ の把握に努め、互いの信頼 関係の中で課題解決に当た る教職員	栄養 教諭の専門性を生かした職務	食に関する指導 各教科等における	専門性を基盤として、学校給食を生きた教材とする意義を理解し、食に関する指導を行う基礎的な能力。	食に関する指導の全体計画等の立案に参画するとともに、食に関する指導の基礎的な知識や技能を習得し、活用する能力。	関係者等との連携や教材研究を行いながら、栄養教諭の専門性を生かし、実践的・専門的な食に関する指導を行う能力。	各教科等のねらいや特色を理解し、ミドルリーダーとして現代的健康課題を踏まえた食に関する指導を実践できる能力。	地域の食文化や産業、現代的健康課題を踏まえた食に関する指導を実践・評価・改善し、全校的視野に立った実践的指導力を学校内外で発揮する能力。	食に関する指導・相談指導等をはじめ指導者としての豊かな経験と更に高度な知識、熟練した技能を生かした教職員の力量形成を支援・指導する能力。	【各教科等における食に関する指導】 食に関する指導の全体計画の立案、年間指導計画の立案、給食の時間における給食指導及び食に関する指導、各教科等における食に関する指導、関係法令・学習指導要領の理解、カリキュラム・マネジメント、ティーム・ティーチング、教材研究、主体的・対話的で深い学びのための授業改善、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実にに向けた学習者中心の授業創造、協働した授業研究、授業設計・実践・評価・改善、各教科等の専門的知識、ファシリテーション 等
			食に関する相談指導	食に関する健康課題について、個別的な相談を要する児童生徒に対応する基礎的な能力。	個別的な相談指導等について理解し、児童生徒の発達段階に応じて実践する能力。	児童生徒の実態を踏まえて、実践的・専門的に個別的な相談指導等を行う能力。	健康課題の解決に向け、学校内外の関係者と連携し、個別的な相談指導等を充実させる能力。	個別的な相談指導等に関する専門性を更に向上させ、全校的視野に立って指導する能力。		【食に関する健康課題の相談指導・生徒指導】 食に関する指導の全体計画の立案、児童生徒の実態把握、生活習慣病予防、食物アレルギー対応、相談計画の作成・実施・評価、児童生徒理解、教職員・家庭・地域・関係機関等との連携、個別的な相談指導、自己実現能力の育成 等
			学校給食の栄養管理	適切な栄養管理や衛生管理、食物アレルギーのある児童生徒に対する対応の重要性を理解したうえで、学校給食運営業務を行う基礎的な能力。	学校給食実施基準に基づき児童生徒の実態を把握し、学校給食摂取基準作成のうえ、食品構成等を設定し、献立を作成する能力。	児童生徒の実態を把握し、適切な栄養管理について理解したうえで、地域の食材について情報を収集し献立を作成する能力。	児童生徒の実態に基づき適切な栄養管理及び施設に応じた調理の実施と学習内容と関連付けた献立計画を作成する能力。	児童生徒の実態や健康課題を把握した適切な栄養管理を計画的に実施し、調査や評価に基づいて改善や充実を図る能力。	児童生徒の実態や健康課題を把握した適切な栄養管理の実施と後進への指導的役割を果たす各種調整能力。	【学校給食の栄養管理】 学校給食実施基準に基づく栄養管理、残食調査、食事状況調査、教材研究、教科における食に関する指導と連動した学校給食献立、地域の食材及び郷土料理の活用、学校給食調理員等への指導・管理、食物アレルギー対応 等
			学校給食の衛生管理	衛生管理責任者として学校給食衛生管理基準を理解し、適切に判断し対応する能力。	学校給食調理員へ衛生管理の指導を行い、施設設備等の課題に対して適切に措置を講じる能力。	学校給食調理員や施設等への指導、衛生管理体制や作業区分等についての評価・課題改善について指導する能力。	衛生管理における課題の早期発見・早期対応に向けて、工夫・改善をしながら校内の協力体制を整備する能力。	学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理体制構築について指導的役割を果たし、後進を育成する能力。	【学校給食の衛生管理】 学校給食衛生管理基準の遵守、衛生管理責任者としての判断力、学校給食調理員等への指導・助言、食中毒・異物混入防止、食物アレルギー対応、学校給食施設設備の管理、調理の過程等における衛生管理、定期及び日常の衛生検査等の諸帳簿の管理、衛生管理研修の実施 等	
	実践的 指導力等		養成段階で身に付けるべき実態に応じた指導や支援等の基礎的な能力。	基本的な障がいによる特性についての基礎的な理解に基づき、合理的配慮や指導方法の工夫を行う能力。		基本的な障がいによる特性についての理解に基づき、合理的配慮や指導方法の工夫を行う能力を高め、他の教職員への助言を行うとともに、組織的に教育活動の改善を図ることができる能力。		【特別支援教育】 児童生徒理解、教育相談等による教育的ニーズの把握、合理的配慮、学習上又は生活上の困難に応じた指導・支援の工夫、特別支援教育コーディネーターとの連携等の組織的対応 等		
				食に関する指導・相談指導、特別な配慮や支援を効果的に行うために、ICTや情報・教育データを利活用する能力。		食に関する指導・相談指導、特別な配慮や支援を効果的に行うために、ICTや情報・教育データを利活用し、情報活用能力の育成を行うとともに、組織的に指導力向上を図ることのできる能力。		【ICTや情報・教育データの効果的な利活用】 ICTの活用の意義理解、ICTの効果的な活用、情報活用能力の育成、学習改善のための教育データの活用、アセスメント 等		
	マネジメント力		養成段階で身に付けるべき児童生徒理解や学校安全の知識、学校組織等や自己の役割を理解する能力。	食に関する指導の意義等について、積極的に教職員や家庭へ周知するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	食育推進組織に継続的に関わり、適切な情報提供を行うとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。	食育の現状や課題を把握し、関係機関等と連携して推進体制を整備するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。 ミドルリーダーとして経営力・企画力・人材育成の視点を持ち、校務を遂行する能力。	食に関する専門性を生かしたネットワーク体制を構築し、関係機関等と積極的に交流するとともに、安全・安心な教育環境を構築する能力。 学校経営及び人材育成の視点を持ち、校務を遂行する能力。	安全・安心な教育環境の構築をはじめとする学校経営等の参画者としてのリーダーシップを発揮し、指導者として学校内外の資源を開発・活用できる広範な経営力・企画力。	【連携・協働】 教職員間・家庭・地域・関係機関との連携・協働、同僚性の構築、学校間の連携、防災、SDGs 等	
									【学校経営】 学校組織マネジメント、学校運営の持続的な改善、校務への積極的な参画と役割の遂行、自身や学校の強み・弱みの理解、カリキュラム・マネジメント、組織的・計画的な教育課程の編成と実施及び改善 等	
									【学校安全】 危機管理の知識や視点、防災、安全・安心な教育環境の構築、学校安全への対応 等	
									【リーダーとしての専門性】 交渉力、リーダーシップ、経営力、企画力、ニーズに適応させる能力、ICTや情報・教育データの利活用、アセスメント、ファシリテーション 等	

※「資質能力を構成する具体的要素の例」の【食に関する健康課題の相談指導・生徒指導】及び【特別支援教育】には、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」を含みます。
※各経験段階における「求められる資質能力」と「資質能力を構成する具体的な要素の例」を組み合わせ活用してください。